

中野市衛生自治会規約

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、中野市衛生自治会と称し、事務局を中野市役所内におく。

(目的)

第2条 本会は、市民が最も衛生的な環境で生活をするため公衆衛生思想の普及をはかり、各区衛生組織の全市的、統一的な実践活動により、公害を未然に防止し健康で清潔な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- 1 衛生思想の普及徹底
- 2 環境浄化の推進
- 3 清掃の実施
- 4 各区衛生部との連絡調整
- 5 グループの育成強化
- 6 環境衛生物資の斡旋
- 7 市が行う環境及び保健衛生業務への協力及びその他目的達成のため必要な事項

(組織)

第4条 本会は、各区の衛生部長、衛生指導員及び中野市環境公害防止指導員（以下「会員」という。）をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	1名
会 計	1名
理 事	14名
監 事	2名

- 2 会長、副会長、会計及び監事は総会又はそれに代わる衛生部長会において選出する。
- 3 理事は、衛生部長の中から選出された者（中野地区3名外各地区1名）とする。
- 4 役員任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
 - (1) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - (2) 会計は、会の会計をつかさどる。
 - (3) 理事は、会長の命をうけて会務の運営にあたる。
 - (4) 監事は、会の会計を監査する。

(顧問及び参与)

第6条 本会に顧問及び参与をおく。

- 2 顧問は、中野市長及び中野市区長会長とする。
- 3 参与は、中野市の環境衛生の担当部長とする。

(機関)

第7条 本会に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 衛生部長会
- (3) 理事会

(総会)

第8条 総会は、会の最高議決機関で会員をもって構成し、毎年3月会長が招集するほか、理事会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったときに会長が招集する。

- 2 総会は、次のことを議決しなければならない。
 - (1) 規約の設置及び改廃に関すること。
 - (2) 事業計画及び当初予算に関すること。
 - (3) 決算報告の認定に関すること。
 - (4) その他必要な事項。

(衛生部長会)

第9条 本会は、総会に代わるべき衛生部長会を設けるものとする。

- 2 衛生部長会は、本会会員のうち各区の衛生部長をもって構成する。
- 3 衛生部長会の招集及び議決については、前条の規定を準用する。
- 4 衛生部長会においては、前項の規定にかかわらず、本会の解散及び合併の決議をすることができないものとする。

(理事会)

第10条 理事会は、総会及び衛生部長会提出案に対する審議、予算の専決処分の認定、補正予算の議決及び事業の執行にあたる。

(総会、衛生部長会成立及び表決)

第11条 総会は、会員の2分の1以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 衛生部長会は、各区の衛生部長の2分の1以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議長)

第12条 総会、衛生部長会及び理事会における議長は会長がこれにあたる。

(事務局)

第13条 本会事務局に事務局長及び書記をおく。

- 2 事務局長及び書記は市役所又はその他の団体の職員の中から任命権者の承認を得て、会長がこれを任命する。
 - (1) 事務局長は、会長の命をうけ、本会の庶務を掌理する。

(2) 書記は上司の指導をうけ、本会の庶務及び会計事務に従事する。

第2章 会計

(会計の区分及び年度)

第14条 本会の会計年度は、3月1日から翌年2月末日までとする。

- 2 本会の経費は会費、市補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。
- 3 会費は各区の負担とし、その金額は毎年衛生部長会において定める。

(決算及び監査)

第15条 監事は、毎会計年度1回諸帳簿を監査し、会長に報告しなければならない。

- 2 会長は、会計年度終了後、ただちに決算書を作成し証憑類を添えて監査せしめなければならない。

第3章 補則

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の承認を経て定める。

附 則

この規約は、平成17年4月13日から施行する。